

アゼリアカード特約

第1条（カード名称）

株式会社クレディセゾン（以下「当社」といいます）が、川崎アゼリア株式会社（以下「川崎アゼリア」といいます）と提携して、ポイントカード機能部分は川崎アゼリアが、プリペイドカード機能部分は当社が提供するカードを「アゼリアカード」（以下「本カード」といいます）と称します。

第2条（カードの発行）

当社の定める本特約及びセゾンプリペイドカード規約（以下「プリカ規約」といいます）、並びに川崎アゼリアの定めるアゼリアポイント会員規約（以下「ポイント規約」といいます）を承認の上、当社と川崎アゼリア（以下、併せて「両社」といいます）に、両社所定の方法により、本カードのご利用のお申込をし、両社が本カードのご利用を承諾した方（以下「利用者」といいます）に、本カードを発行いたします。契約は、両社が承諾した日に成立するものとします。なお、未成年者の方は、親権者の同意を得たとみなした上でお申込を受け付けるものとします。

第3条（アゼリアマネー）

プリカ規約に基づき、本カードに電子的方法で蓄積して利用することができる貨幣的価値を「アゼリアマネー」と称します。

第4条（ポイントサービス）

本カードには、川崎アゼリアの提供するポイントサービスが提供され、当該サービスは、ポイント規約に基づき提供されます。

第5条（利用店）

利用者は、川崎アゼリアが管理・運営する商業施設『アゼリア azalea』の各店舗において、本カードをご利用いただけます。ただし、一部の店舗・商品等ではご利用いただけません。

第6条（チャージ）

本カードにおける「チャージ」とは、プリカ規約第2条第5号に定める入金及びその手続き（以下「基本チャージ」といいます）に加え、利用者がポイント規約に基づきポイントを引換えすることにより本カードに入金すること及びその手続き（以下「ポイント引換チャージ」といいます）を含むものとします。

第7条（カード決済）

利用者が、本カードによるカード決済をした場合、当社は、未使用残高のうち、ポイント引換チャージによる残高、基本チャージによる残高の順序で、当該カードの未使用残高から当該カード決済にかかる金額分を当社所定の方法により差し引きます。

第 8 条 (有効期間)

本カードの有効期間はございません。ただし、未使用残高の有効期間は以下のとおりとします。

(1)未使用残高のうち基本チャージによる残高

最終の基本チャージ日又はカード決済日から 60 ヶ月

(2)未使用残高のうちポイント引換チャージによる残高

最終のポイント引換チャージ日又はカード決済日から 60 ヶ月

第 9 条 (利用停止措置)

プリカ規約第 15 条 (利用停止措置) 第 1 項に以下を追加します。

(7)利用者がポイント規約に基づきポイントサービスにかかる利用停止又は会員資格を喪失された場合

第 10 条 (適用除外)

本カードは、プリカ規約第 6 条第 6 項及び第 18 条の適用はございません。

第 11 条 (適用規約)

1. 本カードの内、プリペイドカード機能部分については、プリカ規約に加え、本特約が適用され、両規約が重複する場合は、本特約を優先いたします。
2. 本カードの内、ポイントカード機能部分については、ポイント規約に加え、本特約が適用され、両規約が重複する場合は、本特約を優先いたします。

第 12 条 (特約の変更)

プリカ規約第 26 条 (本規約の変更等) の規定は、本特約の変更について準用します。この場合において、プリカ規約第 26 条 (本規約の変更等) 中「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとします。